

5. 9. 27
1736

勞務第三三三九號

昭和五年九月二十六日

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿
社會局長 官 殿

大糖組勞働争議ニ関スル件 (第一報發生)

要旨
入夫ヨリ休業中ノ日給支給及賃銀値上ヲ要求シ拒絶セラレタレバ以テ發
議中ノ各本月十四日ヨリ罷業ニ移レリ

標記大糖組入夫ニ勞働争議發生セルカ其狀況左記ノ通り

一、大糖發生ノ場所

別記

- 一、去年九月二日付ノ労働争議発生時、望日ノ臨時休業トシ、休業中ノ日給(平均収入
ノ平均一ヶ月分)ヲ支給ス
 - 二、但シ二週前ノ平均賃金ニ付シテ支給スルハ、平均ノ平均ニ付ス
 - 三、解雇手前ノ引換キテ、九月以上ニテ、平均賃金ノ受者ニ付シテ、平均ノ平均ニ付ス
 - 四、平均ノ平均ニ付ス
 - 五、平均ノ平均ニ付ス
 - 六、平均ノ平均ニ付ス
 - 七、平均ノ平均ニ付ス
 - 八、平均ノ平均ニ付ス
 - 九、平均ノ平均ニ付ス
 - 十、平均ノ平均ニ付ス
 - 十一、平均ノ平均ニ付ス
- (以上)

九二一〇一